

令和2年度第1回

一般競争入札（府有地等売払）

入札案内

入札の方法は郵送です。

入札受付期間 令和2年11月12日（木）～11月19日（木）

【必着】

入札は「令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱」に基づき実施しますので、入札に参加を希望される方は、この入札案内及び綴じ込みの入札要綱をよくお読みいただき、内容を十分把握した上でご参加ください。

大阪府財務部財産活用課

目 次

物件一覧	1
日程（入札公告から所有権移転登記まで）	2
入札案内	3
1 入札案内等の配布	
2 入札参加資格	
3 現場説明	
4 入札方法	
5 開 札	
6 暴力団の排除に係る個人・法人情報の収集及び提供	
7 契約の締結	
8 その他の注意事項	
取扱金融機関一覧	14
様式記入例	15
納付書記入例	
入札書記入例	
入札保証金届出書記入例	
誓約書記入例	
委任状記入例	
入札保証金還付依頼書	
お問い合わせ先・開札会場	29
郵送前に確認しましょう	30

物 件 一 覧

(日時はいずれも令和2年)

物件 番号	入札物件所在地 (住居表示)	地 目 数量 (㎡)	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日 時
1	大阪市天王寺区六万体町303番11 (大阪市天王寺区六万体町3番街区) ※建物付き物件	宅 地 662.57 (合計延床 面積 2,356.64)	960,900,000	施 設 用 地 (元ITステーション)	10月23日(金) 午後 2 時
2	堺市堺区材木町西三丁5番 (堺市堺区材木町西三丁1番街区) ※建物付き物件	宅 地 1,026.28 (合計延床 面積 1,364.48)	72,700,000	施 設 用 地 (元大阪府警察待 機宿舎)	10月20日(火) 午後 2 時
3	和泉市伯太町二丁目797番72 (和泉市伯太町二丁目18番街区)	宅 地 547.19	27,000,000	施 設 用 地 (元府営和泉伯太 住宅用地)	10月22日(木) 午後 2 時

日 程

(以下の日時はいずれも令和2年)

10月13日(火) 入札の公告 入札案内・入札書等配布開始	<ul style="list-style-type: none">■大阪府ホームページで公告します。■入札案内等は大阪府財務部財産活用課で配布します。
↓	
現場説明	<ul style="list-style-type: none">■日程は物件一覧でご確認ください。■入札参加者は必ず現場説明に参加して、各自で現場の状況を確認してください。
↓	
11月12日(木)～11月19日(木)《必着》 入札受付期間【郵送】 11月19日(木)午前9時30分～午後4時まで (持参受付)	<ul style="list-style-type: none">■あらかじめ金融機関で入札保証金を納付してください。■入札関係書類は所定の封筒を用いて簡易書留で送付してください。
↓	
11月20日(金) 午前10時30分から 開札及び落札者の決定	<ul style="list-style-type: none">■大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)44階会議室で実施します。■入札結果は大阪府ホームページにて公表します。■落札者以外の入札保証金は事務処理期間を経て、約3週間で還付します。
↓	
12月21日(月)～令和3年1月18日(月) 契約の締結	<ul style="list-style-type: none">■契約の締結に要する費用は落札者の負担となります。
↓	
売買代金の支払い	<ul style="list-style-type: none">■入札保証金は原則、売買代金に充当します。
↓	
所有権の移転登記	<ul style="list-style-type: none">■登録免許税等所有権移転に要する費用は落札者の負担となります。

入札案内

1 入札案内等の配布

■ 配布するもの

- 令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）入札案内
- 同 一般競争入札（府有地等売払）実施要綱（上記入札案内に綴じ込み）
- 入札書
- 入札書提出用封筒
- 郵送用封筒（簡易書留用）
- 入札保証金届出書
- 納付書・領収証書（3枚複写）
- 誓約書
- 委任状（くじびき用）

■ 配布期間

令和2年10月13日(火)から令和2年11月19日(木)まで

（土・日・祝日を除く。）午前9時30分から午後4時まで

■ 配布場所

大阪府財務部財産活用課

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階

2 入札参加資格

- 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

※ なお落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における買受人となります。

- 2人以上の共有名義で参加することもできます。

※ 所有権を共有で登記する場合、必ず共有名義でお申込みください。

この場合代表する方1名が入札書の入札者欄に記名押印していただき、入札手続や保証金の納入等を代表して行っていただきます。

他のすべての共有予定者も入札者の手続を確認のうえ、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に記名押印してください。

■ 次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。(共有予定者を含む。)

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に掲げる者
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩ 大阪府が実施した一般競争入札(府有地等売払)の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結せず、当該契約期間の最終日から6ヶ月を経過していない者

3 現場説明

- 日時 「物件一覧」(1ページ)の「現場説明日時」欄のとおり
- 場所 物件の所在地(現地)

- ・ 売払物件の所在地等において物件の説明を行います。当日の説明は、本入札案内を補足するものですので、ご参加ください。
- ・ **事前の参加申込は不要です。なお現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものととして取扱います。**
 - また、改めての現場説明は行いませんのでご了承ください。
- ・ 本書（令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）入札案内）及び綴じ込みの令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱（以下単に「入札要綱」という。）を必ず持参してください。
- ・ **駐車場を設けておりません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。**
- ・ 現場説明を円滑に実施し、かつ入札の公正を確保するため、次の事項についてご協力をお願いします。
 - ① 現場説明の参加は、入札参加者1者につき概ね3名以内とします。
 - ② 現場及びその周辺での名刺の交換やこれに類する行為は禁止します。
 - ③ 新型コロナウイルス感染予防の観点から、下記についてご協力をお願いいたします。
 - 参加時はマスクの着用をお願いいたします。
 - 参加者同士の間隔を空け、密集状態にならないようお願いします。特に物件1、2について建物内部をご覧になる際はご注意ください。
 - 当日37.5度以上の発熱、咳等風邪症状がある方につきましては、ご参加をご遠慮ください。

4 入札方法

入札にあたり必ず令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱を熟読してください。（要綱に違反する入札は無効となります。）

(1) 入札保証金の納付

- 入札者は、あらかじめ14ページ記載の金融機関で、大阪府所定の納付書（所定事項をすべて記入しておくこと。記入例参照）により、入札保証金を納付してください。

- 入札保証金は、**入札金額の100分の2以上**（円未満切上げ）の額を納付してください。
- 金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの納付書・領収証書（本人控）の写しが入札に必要となります。
- 入札保証金を納付後に入札を中止する場合は、入札書を提出する前に、速やかに大阪府財務部財産活用課までお申出ください。

《入札保証金について》

- ① 落札者の入札保証金は、原則、売買代金に充当します。ただし、落札者が売買代金に充当しない旨申し出た場合、売買契約締結後、還付することができます。
- ② 落札者以外の入札保証金は、開札終了後、必要な事務処理期間（約3週間）を経て速やかに、あらかじめ入札者が指定した**入札者と同一名義の金融機関の預金口座**への振込みにより還付します。
- ③ 入札保証金には、利子は付しません。
- ④ **落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは入札保証金を還付しませんので、ご注意ください。**

なお落札後、令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱第2条に定める入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明し、失格した場合も同様とします。

(2) 郵送による入札

- 入札方法は郵送です。
必ず**簡易書留**で送付してください。

入札受付期間	令和2年11月12日（木）～ 令和2年11月19日（木）《必着》
送り先	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階 大阪府財務部財産活用課 宛
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書（入札書提出用封筒に封入） ・入札保証金届出書（納付書・領収証書の写しを貼付） ・誓約書

※ ただし、入札受付期間の**最終日の令和2年11月19日（木）のみ**、
大阪府財務部財産活用課において、持参による提出を受け付けます。

受付は午前9時30分から午後4時までです。

- 入札書、入札保証金届出書及び誓約書の記入については、入札要綱及び巻末の様式記入例を参照してください。また提出書類は最新の様式を使用してください。
- 入札保証金届出書は、**裏面に領収印押印済みの納付書・領収証書の写し（コピー）を貼付**して提出してください。

《入札書作成に当たっての注意事項》

- (1) 入札書には、**入札者（共有名義の場合は共有者を含む）の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）、物件番号、物件所在地及び金額**を記入の上、**入札者及び共有者の印鑑を必ず押印**してください。
- (2) 使用する印鑑は実印（登録印）でなくてもかまいませんが、**入札書、入札保証金届出書及び誓約書に押印する印鑑はすべて同じものを使用してください。**
- (3) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。
- (4) **提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。**
- (5) **次のいずれかに該当する入札は、無効とします。**
 - ① 開札までに入札参加資格のないことが判明した者（共有者を含む）がした入札
 - ② 入札金額が最低売却価格に達しない入札
 - ③ 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
 - ④ 入札金額を訂正した入札
 - ⑤ 入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ⑥ 入札書の記載内容が識別し難い入札
 - ⑦ 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
 - ⑧ ①～⑦の事由以外に令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱に違反した入札。ただし、失格とするもの及び軽微なものを除きます。

※「⑧ 令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）」

実施要綱に違反した入札」の例

- ・ 指定の日時までに入札書が大阪府に到着しなかった場合
- ・ 所定の入札書、入札保証金届出書、誓約書を用いていない入札
- ・ 入札保証金を納付していない者の入札
- ・ 入札者（共有者を含む。）の住所（法人の場合は所在地。以下同じ。）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下同じ。）、物件番号、物件の所在地及び金額の全部又は一部が**入札書**に記載されていない入札
- ・ 入札者（共有者を含む。）の住所、氏名、物件番号、入札保証金額が**入札保証金届出書**に記載されていない入札
- ・ **入札保証金届出書の裏面**に、入札保証金を金融機関で納付した際に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しが貼付されていない入札
- ・ 入札者（共有者を含む。）の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は代表者の生年月日）の全部又は一部が**誓約書**に記載されていない入札
- ・ 入札書、入札保証金届出書及び誓約書の記載内容が一致しない入札
- ・ 入札書、入札保証金届出書及び誓約書に押印がない入札
- ・ 入札書、入札保証金届出書及び誓約書に押印した印鑑が一致しない入札

※無効とならない軽微な違反の例

（入札実施要綱第7条（8）ただし書き）

- ア 入札書に掲げる金額について、最初の数字の前に「¥」の記入がない場合
- イ 入札保証金届出書に記載する情報のうち、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名について、記入がない場合や誤りがあった場合
- ウ 入札書提出用封筒の物件番号について、記入がない場合や誤りがあった場合

5 開 札

■ 日 時 令和2年11月20日（金）午前10時30分から

■ 場 所 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階 会議室

（大阪市住之江区南港北1-14-16）

- ・ 駐車場は設けておりません。公共交通機関をご利用ください。
- ・ 乳幼児の開札会場への入場は、ご遠慮ください。
- ・ **開札当日の受付は、午前10時15分から行います。**
- ・ 地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、開札は入札者の立会いのものに行います。なお、立会いは任意です。

新型コロナウイルス感染防止対策について

○入室時はマスクの着用をお願いいたします。また、備え付けの消毒液にて、手指を消毒の上入室してください。

○各参加者につき、原則2名までの入室とさせていただきます。

○座席の間隔を空けてご着席ください。

○窓の開閉ができないため、扉を開けて開札を行うことが想定されます。予めご了承ください。

○当日37.5度以上の発熱、咳等風邪症状がある方につきましては、代理の方にご参加いただくなど、感染防止へのご配慮をお願い申し上げます。（代理人が来られる場合は、下記（2）～（5）をご確認ください）

■ 落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った入札者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者（最高価格入札者）を落札者とします。
- (2) (1)の最高価格入札者が2者以上あるときは、開札後、直ちに行うくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該最高価格入札者はくじ引きを辞退することができません。
- (3) (2)のくじ引きは、入札者の代理人がくじを引くことができます。

入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状（入札要綱参照）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、大阪府の確認を受けてください。**（※委任状及び印鑑登録証明書は開札当日に提出してください。）**

- (4) 入札者又はその代理人がくじ引きを行う場合、本人であることの確認をさせていただきます。運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カード、旅券、宅地建物取引士証など本人確認ができる書類（原本）をご持参ください。
- (5) 開札会場に入札者又はその代理人がいない場合（入札者の代理人が前項の確認を受けられなかった場合を含む。）は、大阪府の指定した者が当該入札者に代わってくじを引きます。
- (6) 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。

また、入札の公平性・透明性確保のため、**入札内容（物件所在地、数量、入札者（共有名義の場合は共有者を含む。）の氏名又は法人名、入札金額）をホームページで公表します**ので、入札者はこのことを了承した上で入札してください。

- (7) 共有名義で入札に参加された方が落札者となった場合、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。
 - ① 落札した土地の所有権持分割合
 - ② 契約金額の負担区分
 - ③ 入札保証金の充当金額区分
 - ④ 登録免許税額の負担区分

6 暴力団の排除に係る個人・法人情報の収集及び提供

- (1) 落札者（共有者を含む。）には、大阪府の求めに応じ、下記の書類を落札後速やかに提出していただくことがあります。

落札者が個人の場合・・・住民票等

落札者が法人の場合・・・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、該当法人の役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）

- (2) 落札者（共有者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者でないことを確認するため、大阪府は、大阪府暴力団排除条例第24条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供します。

7 契約の締結

- (1) 大阪府と落札者との売買契約は令和2年12月21日(月)から令和3年1月18日(月)までの間に、大阪府財務部財産活用課（大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階）において、次の条件により締結していただきます。
 - ※1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結すること。
 - ※2 共有名義で参加した場合は、必ず共有者全員の名義で契約を締結すること。
 - ※3 契約書は、入札要綱様式第5号の「府有財産売買契約書」を使用します。
 - ※4 **売買契約締結までの事務手続も落札者が行ってください。なお専門知識等を有する方が同席することは差し支えありません。**
- (2) 契約締結には、実印、印鑑登録証明書、住民票（個人の場合）等が必要です。なお、印鑑登録証明書等、契約締結に必要な書類については、契約締結日の3ヶ月以内に交付されたものに限ります。
- (3) **落札者は、契約締結と同時に、大阪府が発行する納付書により売買代金の全額を納付しなければなりません。**なお、入札保証金は、原則、売買代金に充当します。また、購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。
- (4) 契約及び所有権の移転登記に要する費用（収入印紙、登録免許税等）は、落札者の負担とします。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前には、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (6) また、落札者が落札物件の売買契約を締結しなかった場合、その落札者は財産活用課が実施する入札に、**今回の入札の契約締結期間最終日である令和3年1月18日から6ヶ月間（令和3年7月18日まで）参加することができません**ので、ご注意ください。

8 その他の注意事項

- (1) **物件は、既存建物や工作物、地下埋設物、その他存置物すべてを現状有姿【あるがままのかたち】で引渡しますので、必ず事前に現地を確認してください。（図面が現状と相違している場合及び物件調書に記載以外の既存工作物や地下埋設物、その他存置物があった場合は、現状を優先します。）**
なお、売買物件を利用するに当たり、それらの除却や改修、地盤改良等が必要であるときは、すべて落札者の費用負担において行っていただきます。また、売買物

件の周辺環境についても事前に確認してください。

- (2) **売買物件を利用するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにしてください。**また建築確認や開発許可において、建築基準法及び府、市町村の条例等により、指導が行われる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (3) 売買物件の隣接地が府有地である場合は、売買契約締結と同時に境界協議書を締結していただきます。
- (4) 土地の形質の変更を3,000㎡以上行う際には、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく届出及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく土地の利用履歴等調査報告が必要になります。
- (5) **売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。**
- (6) **越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行っていただきます。**
- (7) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、落札者の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は大阪府が負担します。
- (8) 落札者は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合については、この限りではありません。
- (9) 建物付物件については、物件明細（入札要綱別紙2）の「建物の概要」の特記事項中に、石綿含有建材（吹付け石綿、石綿を含有する仕上塗材、断熱材、保温材、耐火被覆材、成形板）の使用が設計図面等に表示されている場合は、その旨記載していますが、落札者が建物の解体、改修、補修（以下「解体等」という。）を行う場合は、落札者においても十分に調査を行ってください。

石綿含有建材が使用されている建物の解体等を行う場合には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく事前届出、作業基準の遵守、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づく労働基準監督署長への届出が必要になる場合があります。

ます。

また、建物の解体等に伴って除去された石綿含有建材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定められた「特別管理産業廃棄物」の「廃石綿等」、又は石綿含有成形板などの「石綿含有産業廃棄物」に区分されるため、落札者において同法に基づく適正な処理を行っていただく必要があります。

なお、吹付け石綿等が使用された建物を引き続き使用される場合で、吹付け石綿等から粉じんの発生するおそれがある場合には、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、その除去、囲い込み、封じ込め等の対応が必要となります

（お問い合わせ窓口）

【「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」関係】

下記の大阪府HPを確認の上、お問い合わせください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/index.html>

【「石綿障害予防規則」関係】

物件所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

【廃棄物処理関係】

下記の大阪府HPを確認の上、お問い合わせください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/index.html>

- (10) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないため大阪府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この「納付書・領収証書」は3枚複写です。黒のボールペンで強くはっきりと記入してください。

金額を記入してください
「¥」を忘れずに！

「02」
とご記入ください

納入者の住所・氏名は、入札者の住所・氏名と同一であること

納付書・領収証書														
区 分	3	6	年 度	4	0	2	5	納付書番号	45	53			
受 入	4	歳入歳出外現金	5	7	納入者区分		納入者の登録番号							
(款)	9	(項)	11	12	54		55							
(目)	13	(節)	15	16	54		55							
金 額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	百	円
うち 証券金額	
納入者 〒000-0000 住所 大阪市中央区〇〇町1-2-3 氏名 財活太郎														
ただし、令和 〇〇 年度第 〇 回一般競争入札（府有地等売払）第 〇 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。														
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日														
取 扱 課 (所) 所属コード 財務部 財産活用課 1 1 4 9 0														
大 阪 府														

納付した日付をご記入ください

「令和 2 年度第 1 回」とご記入ください。
「第 〇 号物件」の番号は、物件一覧で確認のうえ、ご記入ください。

※入札保証金の納付額が1億円以上となる場合は、余白部分に「電信扱」と朱書きで記載してください。

14ページに記載の金融機関の窓口で振込をしてください。ATM、インターネットによる振込みは無効です。

金融機関
領収印

上記の金額を領収しました。

入札書

入札保証金届出書及び誓約書の入札者住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

大阪府知事様

入札者

住所
(所在地)

大阪市中央区〇〇町1-2-3

氏名
〔法人名〕
代表者名

財活太郎

認め印可。
入札保証金届出書及び誓約書と同じものを使用すること。



共有者

住所
(所在地)

共有者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
代表者名

印
氏名
〔法人名〕
代表者名

印

入札物件一覧の物件番号に対応する所在地をご記入ください。住居表示は記入不要です。

入札物件一覧で物件番号を必ずご確認のうえ記入してください。

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)
1	大阪市天王寺区六万休町 303 番 11

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0

一般競争入札（府有地等売払）実施要
上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を複数枚提出してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

- ・金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
- ・金額欄の訂正、桁違いなどは無効になります。
- ・入札保証金の50倍を超える金額は無効となります。

入 札 書

入札保証金届出書及び誓約書の入札者所在地・法人名と同一であること。
(異なる場合は無効)

大阪府知事様

入 札 者

住 所 (所在地) 大阪府中央区〇〇町 1-2-4

氏 名 (法人名) 株式会社 〇〇不動産
代表取締役社長 財活 一郎



実印(登録印)でなくても可。
入札保証金届出書及び誓約書と同じものを使用すること。

共有者

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) 代表者名

共有者

住 所 (所在地)

印 (法人名) 代表者名

印

入札物件一覧の物件番号に対応する所在地をご記入ください。住居表示は記入不要です。

入札物件一覧で物件番号を必ずご確認のうえ記入してください。

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)
1	大阪府天王寺区六万休町 303 番 11

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0

一般競争入札(府有地等売払)実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙でご記入ください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧の物件番号を、物件所在地欄には物件所在地を記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、最初の数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

- ・金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
- ・金額欄の訂正、桁違いなどは無効になります。
- ・入札保証金の50倍を超える金額は無効となります。

入札書

大阪府知事様

入札者
 住所 (所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-3
 氏名 (法人名) 財活太郎 (代表者名)

共有者
 住所 (所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-5
 氏名 (法人名) 財前花子 (代表者名)

共有者
 住所 (所在地) 大阪市中央区〇〇町1-2-6
 氏名 (法人名) 財後三郎 (代表者名)

認め印可。
 入札保証金届出書及び誓約書と同じものを使用すること。

(異なる場合は無効)

入札保証金届出書及び誓約書の入札者・共有者の住所氏名と同一であること

入札物件一覧の物件番号に対応する所在地をご記入ください。住居表示は記入不要です。

入札物件一覧で物件番号を必ずご確認のうえ記入してください。

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)
1	大阪市天王寺区六万体町 303 番 11

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			¥	1	2	5	0	0	0	0	0	0

一般競争入札（府有地等売却）実施要綱及びその他人札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペン
 - 2 入札書は物件ごとに別の
 - 3 物件番号欄には入札物件
物件所在地を物件所在地欄
 - 4 金額はアラビア数字で記入
 - 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
 - 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。
- ・金額の先頭には必ず「¥」マークを記入すること。
 - ・金額欄の訂正、桁違いなどは無効になります。
 - ・入札保証金の50倍を超える金額は無効となります。

様式第2号 <<入札保証金届出書記入例 個人の場合>>

入札保証金届出書

提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 000-0000
住所 (所在地) 大阪府中央区〇〇町1-2-3

フリガナ ザイ カツ タロウ
氏名 (法人名) 財活 太郎
代表者名
電話 06-1234-5678

入札書の入札者住所氏名と同一であること (異なる場合は無効)

財活

認め印可。
入札書と同じものを使用すること。

共有者

〒
住所 (所在地)

フリガナ
氏名 (法人名)
代表者名
電話

共有者

〒
住所 (所在地)

印
フリガナ
氏名 (法人名)
代表者名
電話

入札書に記入した
物件番号を記入

金融機関で振り込んだ
入札保証金の額を記入

下記の金額を一般競争入札 (府有地等売払) の入札保証金として納付しました。

物件 番号	1
----------	---

入札保証金	¥15,000,000
-------	-------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	× × 銀行 (金庫) △ ▽ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他 ()
口座番号	000000
口座名義人 氏名	(フリガナ) ザイ カツ タロウ 財活 太郎

・還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
・納付書・領収証書のコピーの貼付を忘れずに！貼付なき場合、入札は無効となります。

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

様式第2号 <<入札保証金届出書記入例 法人の場合>>

提出日をご記入下さい

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-4
(所在地)

フリガナ カブシキガイシャ マルマルフドウサン
氏名 株式会社 〇〇不動産
〔法人名〕 代表取締役社長 財活 一郎
〔代表者名〕
電話 06-1234-5678



入札書の入札者所在地・法人名と同一であること（異なる場合は無効）

実印（登録印）でなくても可。入札書と同じものを使用すること。

共有者

〒
住所
(所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電話

共有者

〒
住所
(所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電話

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件番号	1
------	---

入札保証金	¥15,000,000
-------	-------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

入札書に記入した物件番号を記入

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入

上 入札書に記入した物件番号は入札保証金を入札者の売買代金に充当してく
とき した場合には、納付した入札保証金を下記の口
お、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	× × 銀行(金庫)
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	000000
口座名義人氏名	(フリガナ) カブシキガイシャ マルマルフドウサン 株式会社 〇〇不動産

・ 還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
・ 口座名義人氏名は代表者名記入の有無を確認して、正確に記入してください。
・ 納付書・領収証書のコピーの貼付を忘れずに！貼付なき場合、入札は無効となります。

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

様式第2号 <<入札保証金届出書記入例 共有の場合>>

入札保証金届出書

提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-3
(所在地)

フリガナ ザイ カツ タ ロウ
氏名 財活 太郎
法人名 代表者名
電話 06-1234-5678

共有者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-5
(所在地)

フリガナ ザイ ゼン ハナ コ
氏名 財前 花子
法人名 代表者名
電話 06-0000-0000

共有者

〒 000-0000
住所 大阪市中央区〇〇町1-2-6
(所在地)

フリガナ ザイ ゴ サブロウ
氏名 財後 三郎
法人名 代表者名

・入札者欄へ記名された方が、共有者を代表して入札手続きを行うこととなります。
・入札書の入札者・共有者の住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

財活

財前

財後

認め印可。入札書と同じものを使用すること。

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件番号	1
------	---

入札保証金	¥5,000,000
-------	------------

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

入札書に記入した物件番号を記入

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入

入札書に記入した物件番号を記入した場合は、納付した入札保証金を下記のとおりお返しします。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	× × 銀行(金庫) △ ▽ 支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他
口座番号	000000
口座名義人氏名	(フリガナ) ザイ カツ タ ロウ 財活 太郎

・還付口座は、入札者と同一名義の口座とします。
・納付書・領収証書のコピーの貼付を忘れずに！貼付なき場合、入札は無効となります。

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓 約 書

「令和 2 年度第 1 回」と
ご記入ください。

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和〇〇年度第 〇 回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

提出日をご記入下さい

令和〇〇年 〇月 〇日

入札者

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-3
(所在地)

フリガナ ザイ カツ タロウ
氏 名 財 活 太 郎
〔法 人 名 代 表 者 名〕

生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日

入札書の入札者住所氏名と
同一であること（異なる場
合は無効）

財活

認め印可。
入札書と同じものを
使用すること。

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名 代 表 者 名〕

生年月日

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名 代 表 者 名〕
印

生年月日

印

様式第3号 《誓約書記入例 法人の場合》

誓 約 書

「令和 2 年度第 1 回」とご記入ください。

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和〇〇年度第 〇 回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

提出日をご記入下さい

入札書の入札者所在地・法人名と同一であること（異なる場合は無効）

令和〇〇年 〇月 〇日

入札者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-4 (所在地)

フリガナ カブシキガイシャ マルマルフドウサン
氏名 株式会社 〇〇不動産
〔法人名〕 代表取締役社長 財活 一郎
〔代表者名〕
生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日

代表者印

認め印可。入札書と同じものを使用すること。

共有者

住所 (所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕
生年月日

共有者

住所 (所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕
印 生年月日

様式第3号 《誓約書誓約書記入例 共有の場合》

誓 約 書

「令和 2 年度第 1 回」と
ご記入ください。

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(基
等売払)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約か
ら排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和〇〇年度第 〇 回一般競争入札(府有地等売払)に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

提出日をご記入下さい

令和〇〇年 〇月 〇日

入札者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-3
(所在地)

フリガナ ザイ カツ タロウ
氏名 財 活 太 郎
〔法人名 代表者名〕

生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日

入札書の入札者住所氏名と
同一であること(異なる場
合は無効)

認め印可。
入札書と同じものを
使用すること。

財活

共有者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-5
(所在地)

フリガナ ザイ ゼン ハナ コ
氏名 財 前 花 子
〔法人名 代表者名〕

生年月日 昭和〇〇年 〇月 〇日

共有者

住所 大阪市中央区〇〇町1-2-6
(所在地)

フリガナ ザイ ゴ サプロウ
氏名 財 後 三 郎
〔法人名 代表者名〕

生年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

財前

財後

委任状

「令和 2 年度第 1 回」とご記入ください。

私は、大阪府が実施する令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売却）の開札において下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札書に記入した
物件番号を記入 記

1 委任する権限

第 1 号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじを引く権限

2 代理人

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-5

氏 名 財前 花子

令和 年 月 日 ← 忘れずにご記入下さい

必ず委任者（入札者）の印鑑登録印を押印して下さい。

委任者（入札者）

入札書の入札者住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

住 所 大阪市中央区〇〇町1-2-3

氏 名 財活 太郎

太財活
印
(印鑑登録印)

(注) 委任者の印鑑登録証明書
代理人は本人を確認でき

法人が入札を行う場合で、代表者（代表取締役社長等）以外の方（社員等）がくじを引く場合、代表者を委任者とする委任状が必要です。

忘れずに提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

入札保証金届出書の入札者住所氏名と同一であること（異なる場合は無効）

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町 1-2-3

氏 名

財活 太郎

[法人名
代表者名]

財活

「令和 2 年度第 1 回」とご記入ください。
「物件番号 〇」の番号は、物件一覧で確認のうえ、ご記入ください。

認め印可。
入札保証金届出書と同じものを使用すること。

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号 に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

入札保証金を納付した日付及び納付した金額をご記入ください。

以上

忘れずに提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

入札保証金届出書の入札者
住所氏名と同一であること
(異なる場合は無効)

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町1-2-4

氏 名

株式会社 〇〇不動産

[法人名]
代表者名

代表取締役社長 財活 一郎

印
代
表
者
印

「令和 2 年度第 1 回」とご記入ください。
「物件番号 〇」の番号は、物件一覧で確認のう
え、ご記入ください。

実印（登録印）でなくても
可。入札保証金届出書と同
じものを使用すること。

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号 に参加
するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、
上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願い
いたします。

入札保証金を納付した日付及び納付した金額をご
記入ください。

以上

忘れずに提出日をご記入下さい

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

入札保証金届出書の入札者
住所氏名と同一であること
(異なる場合は無効)
共有者名の記載は不要

住 所
(所在地)

大阪府中央区〇〇町1-2-3

氏 名

財 活 太 郎

[法人名]
代表者名

物
活

「令和 2 年度第 1 回」とご記入ください。
「物件番号 〇」の番号は、物件一覧で確認のう
え、ご記入ください。

認め印可。入札保証金届出
書と同じものを使用する
こと。

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号 に参加
するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、
上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願い
いたします。

入札保証金を納付した日付及び納付した金額をご
記入ください。

以上

お問い合わせ先

大阪府財務部財産活用課財産処理グループ

電話番号：06-6941-0351（代表）

平日 午前9時～午後6時（土日祝日及び年末年始を除く）

開札会場

■大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階 会議室

44階へは、高層階エレベータを御利用ください。

○大阪府咲洲庁舎へのアクセス

- ・ Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600m
- ・ ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約100m）



郵送する前にもう一度確認しましょう！

記載漏れがあると、入札が無効となります。必ずご確認ください！

1. 提出書類の確認

入札書

- ・ 入札者欄に押印しましたか？
- ・ 「物件番号」や「¥」マークの記載を忘れていませんか？
- ・ 桁間違いをしていませんか？金額を訂正していませんか？（金額を誤った場合は入札書を作り直してください。）

入札保証金届出書

- ・ 入札保証金（入札金額の100分の2以上の額で、実際に振り込んだ金額）を記載していますか？
- ・ 入札保証金を返却する口座（入札者と同一名義）を確認しましたか？法人の場合は、口座名に代表者名が記載されているか否かも確認してください。
- ・ 裏面に「納付書・領収証書」（本人控え）の写しを貼付しましたか？
- ・ 貼付する領収証書の写しは、所定の用紙を使用していますか？
※ 金融機関の用紙やATMの振込書は無効となります。

誓約書

- ・ 入札者及び共有者欄に押印しましたか？
- ・ 入札者及び共有者のフリガナの記載を忘れていませんか？
- ・ 入札者及び共有者の生年月日の記載を忘れていませんか？

2. 名義

入札書、入札保証金届出書及び誓約書

- ・ 各書類の「入札者の名義」（入札者・共有者の住所氏名）が一致していますか？印鑑も各々、同一のものを使用していますか？

3. 封筒の確認

入札書提出用封筒（白封筒）

- ・ 入札書のみを入れましたか？
- ・ 提出用封筒の封をして、のり付けしましたか？
- ・ 封筒の表に、物件番号を正しく記入しましたか？

郵送用封筒

- ・ 「入札書提出用封筒（白封筒）」など提出する書類を確認しましたか？
- ・ 封筒に差出人名を記載しましたか？

必ず簡易書留で送付して下さい！

令和2年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱

（入札物件）

第1条 入札物件は、「物件一覧」（別紙1）、「物件調書」（別紙2）のとおりとする。

（入札に参加する者に必要な資格）

第2条 入札に参加する者（以下「入札者」とする。）及び入札者と入札物件の共有を予定する者（以下「共有者」とする。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
落札後に要件を満たさないことが判明した場合、失格するものとする。

(1) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

カ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に掲げる者に該当する者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。

(5) 大阪府が実施した一般競争入札（府有地等売払）の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結せず、当該契約期間の最終日から6ヶ月を経過していない者でないこと。

（現場説明）

第3条 入札案内及び物件調書を補足するものとして、「物件一覧」（別紙1）記載の日時に物件所在地等において現場説明を行う。

- 2 入札者が現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものとして取り扱う。

(入札保証金の納付)

- 第4条** 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）に相当する金額を、大阪府所定の納付書によって大阪府指定金融機関等の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、入札者が入札者及び共有者を代表して納付するものとする。
- 2 納付書1通につき、1物件の入札保証金を納付するものとする。
 - 3 入札保証金は、入札者（共有者は含まない。）の売買代金に充当することができる。
 - 4 入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

- 第5条** 入札は郵送で行い、令和2年11月12日から同年11月19日までの間（以下「入札受付期間」という。）に入札関係書類が大阪府財務部財産活用課に到着するように簡易書留で送付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札受付期間の最終日に限り、午前9時30分から午後4時までの間に大阪府財務部財産活用課に持参することをもって郵送に代えることができる。
 - 3 第1項の入札関係書類とは、入札書（様式第1号）、入札保証金届出書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒をいい、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒は大阪府が配布したものを使用しなければならない。
なお、郵送用封筒については大阪府が配布する封筒を使用するものとするが、他の封筒をもってこれに代えることができる。
 - 4 入札書には、入札者及び共有者の住所（法人の場合は所在地。以下本条では同じ）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下本条では同じ）、物件番号、物件の所在地及び金額を記入の上、入札者及び共有者の印鑑を押印しなければならない。
なお、金額はアラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入するものとする。
 - 5 入札保証金届出書には、入札者及び共有者の住所、氏名、物件番号、入札保証金額を記入の上、入札書と同一の印鑑を押印するものとし、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。
この場合において、入札保証金届出書の裏面には、前条第1項の入札保証金を金融機関に納付した時に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しを貼付しなければならない。
また、入札保証金届出書には、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名も併せて記載するものとするが、記載漏れ又は記載誤りがあっても第7条第8号の規定を適用しないものとする。
 - 6 誓約書には、入札者及び共有者の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は代表者の生年月日）

を記入の上、入札書と同一の印鑑を押印するものとし、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

7 入札物件の所有を共有名義とする場合には、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に当該物件の所有を予定する名義人全員について、必要事項を記載し、印鑑を押印しなければならない。

この場合において、入札書、入札保証金届出書及び誓約書への記載・押印に関する取扱いについては第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

8 入札関係書類の提出は、物件ごとに入札書を大阪府が配布した入札書提出用封筒（表面に物件番号を記載すること。）に入れて封をし、その封筒と当該物件の入札保証金届出書及び誓約書を物件ごとに取りまとめて提出するものとする。

また、入札書提出用封筒に記載された物件番号と入札書に記載された物件番号が異なる場合、入札書に記載された番号の物件に対し入札を行ったものとみなす。

（入札書の書換え禁止等）

第6条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効事由）

第7条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札までに入札参加資格のないことが判明した者がした入札
- (2) 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- (3) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札書の記載内容が識別し難い入札
- (7) 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- (8) 前各号に掲げる事由以外に本要綱に違反した入札。ただし、失格とするもの及び軽微なものを除く。

（開札）

第8条 開札は、令和2年11月20日午前10時30分から、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階会議室において、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき、入札者立ち会いのもとに行う。

2 入札者の立ち会いは任意とする。

（落札者の決定方法）

第9条 落札者は、有効な入札を行った入札者のうち最高の価格をもって入札した者とする。

2 有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。その際、入札者は、本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の

確認を受けなければならない。

3 前項のくじ引きにおいて、入札者の代理人がくじを引くことができる。

この場合において 入札者の代理人は、委任状（様式第4号）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、代理人本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

4 開札会場に入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札者若しくは代理人が前二項の確認を受けられなかった場合は、大阪府が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札者を決定する。

（入札保証金の還付）

第10条 入札保証金は、落札者を除き、開札後、必要な事務処理期間を経て還付する。

2 還付は、入札保証金届出書において入札者があらかじめ指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより行う。

3 入札保証金納付後、入札書を提出するまでに入札を取りやめ保証金の還付を希望する者は、様式第2号及び様式第6号を大阪府に届け出なければならない。なお、この場合においても、開札後必要な事務処理期間を経て還付するものとする。

（入札保証金の帰属）

第11条 落札者（共有者を含む。以下同じとする。）が契約を締結しないとき又は落札者が第2条に基づき失格したときは、入札保証金は大阪府に帰属する。

（危険負担）

第12条 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできない。

（共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出）

第13条 共有名義で入札に参加した落札者は、速やかに次の事項に関する申立書を大阪府に提出しなければならない。

- (1) 落札した土地の所有権持分割合
- (2) 契約金額の負担区分
- (3) 入札保証金の充当金額区分
- (4) 登録免許税額の負担区分

（落札者の書類提出）

第14条 落札者が個人の場合は住民票等を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を、落札後大阪府の求めに応じ速やかに大阪府に提出しなければならない。

（大阪府警察本部長への個人情報の提供）

第15条 大阪府は、落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号

に掲げる者、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当する者でないことを確認するため、大阪府暴力団排除条例第24条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供する。

(売買契約の締結)

第16条 落札者は、令和2年12月21日から令和3年1月18日まで(以下「契約締結期間」という。)の間に、大阪府財務部財産活用課において、府有財産売買契約書(様式第5号)により大阪府と落札した物件の売買契約を締結するものとする。

なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。

2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。

3 売買代金は落札額と消費税及び地方消費税の合計額とする。

なお、第1号、第2号物件は、消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とする。

4 入札保証金は売買代金に充当するものとする。ただし、落札者が入札保証金を売買代金に充当しない旨申し出た場合、落札者の入札保証金は、大阪府が売買代金の完納を確認した後、第10条の規定に基づき還付する。

5 落札者が第2条に基づき失格したときは契約を締結しない。

6 落札者が売買契約を締結しなかった場合(前項による場合を含む。)、その落札者は、契約締結期間の最終日から6ヶ月間、大阪府財務部財産活用課が実施する入札に参加することができない。

(所有権の移転時期)

第17条 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

2 物件は、所有権の移転と同時に、現状有姿(あるがままのかたち)で、引き渡すものとする。

(落札物件に係る権利義務の譲渡制限)

第18条 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(公租公課等)

第19条 落札した物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とする。

(留意事項)

第20条 入札者は、本要綱の各条項(府有財産売買契約書、物件調書(別紙2)の各条項を含む。)及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

2 入札保証金の納付、落札した物件の売買において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

3 入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

(開札結果の公表)

第21条 開札結果については、その内容（物件所在地、数量、落札者の氏名・法人名、落札金額、入札者及び共有者の氏名・法人名、入札金額）を、大阪府ホームページで速やかに公表する。

(その他)

第22条 この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。

(別紙1)

物件一覧

(日時はいずれも令和2年)

物件番号	入札物件所在地 (住居表示)	地目 数量 (㎡)	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日時
1	大阪市天王寺区六万体町303番11 (大阪市天王寺区六万体町3番街区) ※建物付き物件	宅地 662.57 (合計延床 面積 2,356.64)	960,900,000	施設用地 (元ITステーション)	10月23日(金) 午後2時
2	堺市堺区材木町西三丁5番 (堺市堺区材木町西三丁1番街区) ※建物付き物件	宅地 1,026.28 (合計延床 面積 1,364.48)	72,700,000	施設用地 (元大阪府警察 待機宿舎)	10月20日(火) 午後2時
3	和泉市伯太町二丁目797番72 (和泉市伯太町二丁目18番街区)	宅地 547.19	27,000,000	施設用地 (元府営和泉伯太 住宅用地)	10月22日(木) 午後2時

(別紙2)

物 件 調 書

- この物件調書は入札参加希望者が入札物件を確認する上での資料であるとともに、売買契約に係る条件も記載していますので、よくお読みください。
- 入札の前に必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの直線距離を表示しています。
- 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関にご確認ください。
- 道路後退等で予め予測されるものについては、物件明細に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律は「フロン回収・破壊法」と表示しています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「PCB特別措置法」と表示しています。
- 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。

※各入札物件の位置図に使用している地図は、(株)ゼンリンの使用承認を得ています。
なお、現在の周辺の状況は上記の地図と異なっている場合があります。

物件番号	1				物 件 明 細 (建物付)				
所在地 (住居表示)	大阪市天王寺区六万休町303番11 (大阪市天王寺区六万休町3番街区)								
交通機関	Osaka Metro 谷町線 四天王寺前夕陽ヶ丘駅 北約50m								
最低売却価格	960,900,000円								
売買代金	<p>売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。</p> <p>なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とします。</p>								
1. 土地の概要									
面積	登記：662.57㎡ 実測：662.57㎡			登記地目		宅地			
接面道路の 状況	西側：府道・幅員約40m・舗装有・高低差無・歩道有 北側：市道・幅員約15m・舗装有・高低差無・歩道有								
法令等に基づく 制限	都市計画法	市街化区域							
		用途地域	①商業地域・②第二種住居地域						
		地域地区	特別用途地区（第二種中高層階住居専用地区） 防火地域（西側府道境界線より11m以内の範囲） 準防火地域（西側府道境界線より11mを超える範囲） 建築基準法施行条例3条の2防火区域（西側府道境界線より25mを超える範囲）						
		建ぺい率	80%	容積率	①600%・②400%				
	その他の 法令等	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地） 景観法（都心景観形成区域） 電波法（電波伝搬障害防止区域） 航空法（大阪国際空港の制限表面区域（円錐表面））							
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無							
	負担の内容	—							
供給処理施設の 状況	区分	配管等の状況			照会先及び電話番号				
	公営水道	西側	有	大阪市水道局 東部水道センター 06-6927-7611					
	電気	北側	有	関西電力送配電（株） 0800-777-3081（コンタクトセンター）					
	都市ガス	前面	有	大阪ガス（株） マップメンテセンター 06-6202-2141					
	公共下水道	前面	有	クリアウォーターOSAKA（株） 田島管路管理センター 06-6751-5048					

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、昭和11年に官舎敷地として取得し、昭和43年までは府営夕陽ヶ丘共同作業所敷地として使用されてきました。その後、昭和46年に現在の建物が建築されて以降は、天王寺府税事務所、都市整備部検査情報センター及び大阪府ITステーションとして使用し、令和元年10月31日に建物を閉鎖しています。
なお、昭和43年以前に本地に存在していた建物の詳細は不明ですが、共同作業所当時の現況平面図は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 3 本地において、都市計画法第4条に規定する開発行為を行うときは、建築物の用途、規模等に応じて、接道条件その他により開発行為の制限を受ける場合や、道路幅員など同法及びその他関係規定で定める公共施設の整備が必要な場合があるため、大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課 電話 06-6208-9285)
- 4 建築行為の際は、大阪市と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪市都市計画局建築指導部建築確認課 電話 06-6208-9291)
- 5 本地の用途地域は西側府道の境界線より25m以内の範囲は商業地域であり、同境界線より25mを超える範囲は第二種住居地域かつ特別用途地区（第二種中高層階住居専用地区）に指定されています。
- 6 本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「上本町遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。
(お問い合わせ先：大阪市教育委員会事務局文化財保護課 電話 06-6208-9168)
- 7 本地は、電波法に規定する伝搬障害防止区域に指定されているので、その区域に地表31mを超える高層建築物等を建築する際には同法に基づく届け出が必要です。
(お問い合わせ先：総務省近畿総合通信局無線通信部陸上第一課 電話 06-6942-8559)
- 8 本地は、地下鉄の構造物等に近接していますので、建築行為等の際は(株)大阪メトロサービスと協議してください。
(お問い合わせ先：(株)大阪メトロサービス技術部調査・設計課 電話 06-6136-3883)
- 9 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 10 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 11 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

2. 建物の概要					
建物の内容	所 在	大阪市天王寺区六万休町303番11		所 有 者	大阪府
	家屋番号	(未登記物件につき無)		床面積 1階 315.27㎡ 2階 297.52㎡ 3階から5階 各 400.78㎡ 6階 72.84㎡ 地階 468.67㎡ 合計 2,356.64㎡ (注意：ここに記載の合計床面積は大阪府公有財産台帳に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要な諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)	
	種 類	(未登記物件につき無)			
	構 造 等	鉄筋コンクリート造地下1階付6階建			
	建築時期	昭和46年2月10日			
	附属建物	なし			
	棟 数	事務所 1棟	駐 車 場		
	工 作 物	門、コンクリート塀、石垣、外灯等		閉鎖時期	令和元年10月31日
<p>【特記事項】</p> <p>1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。</p> <p>2 本件建物、諸設備及び工作物は、建築時期より相応の年数が経過しており、目視できない部分にも毀損・損耗・劣化等が見込まれます。</p> <p>3 昭和46年の建物建築時及び平成16年・平成27年の建物改修時の設計図面等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。また、基礎杭の存在については不明です。</p> <p>なお、図面は参考であり、現状が異なる場合は現状を優先します。</p> <p>(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)</p> <p>4 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物処理法」等の法令に基づき適切に処理してください。</p> <p>5 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、これらについてもあるがままの引渡しとなります。なお、エアコン等を処分する際には「家電リサイクル法」及び「フロン回収・破壊法」に基づいて適切に処理してください。また、消火器を処分する際には、「廃消火器リサイクルシステム」を参考にして適切に処理してください。</p> <p>6 平成16年8月に現建物の改修工事を行った際、地階機械室内に設置されていた焼却炉の撤去を行ったことを図面上で確認していますが、焼却炉の火床面積・焼却能力などの詳細は不明です。なお、この焼却炉と接続されていた煙突は、現在もボイラー施設の排煙ダクトと接続されています。</p> <p>7 本地建物の設計図面等には石綿（アスベスト）含有建材の記載があります。建物の解体・改修・補修等を行う場合には、石綿含有建材について、予め十分調査をした上で工事を行って下さい。石綿含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理して</p>					

ください。詳しくは入札案内12ページの「8 その他の注意事項 (9)」をご覧ください。

なお、令和元年12月に地階配管エルボ部、1階サーバー室、3階・4階身障者用便所、6階空調機械室及び外壁仕上塗材について、アスベスト含有分析のサンプル調査を実施しました。この調査結果は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

8 本地内南西側の地下に貯油槽の埋設を図面上確認しています。貯油槽の設計図面については、大阪府財産活用課で閲覧できます。

(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)

9 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要なとなる諸規則の規定に基づき算定されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行って下さい。

10 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

物件番号

1

(1) 位置図

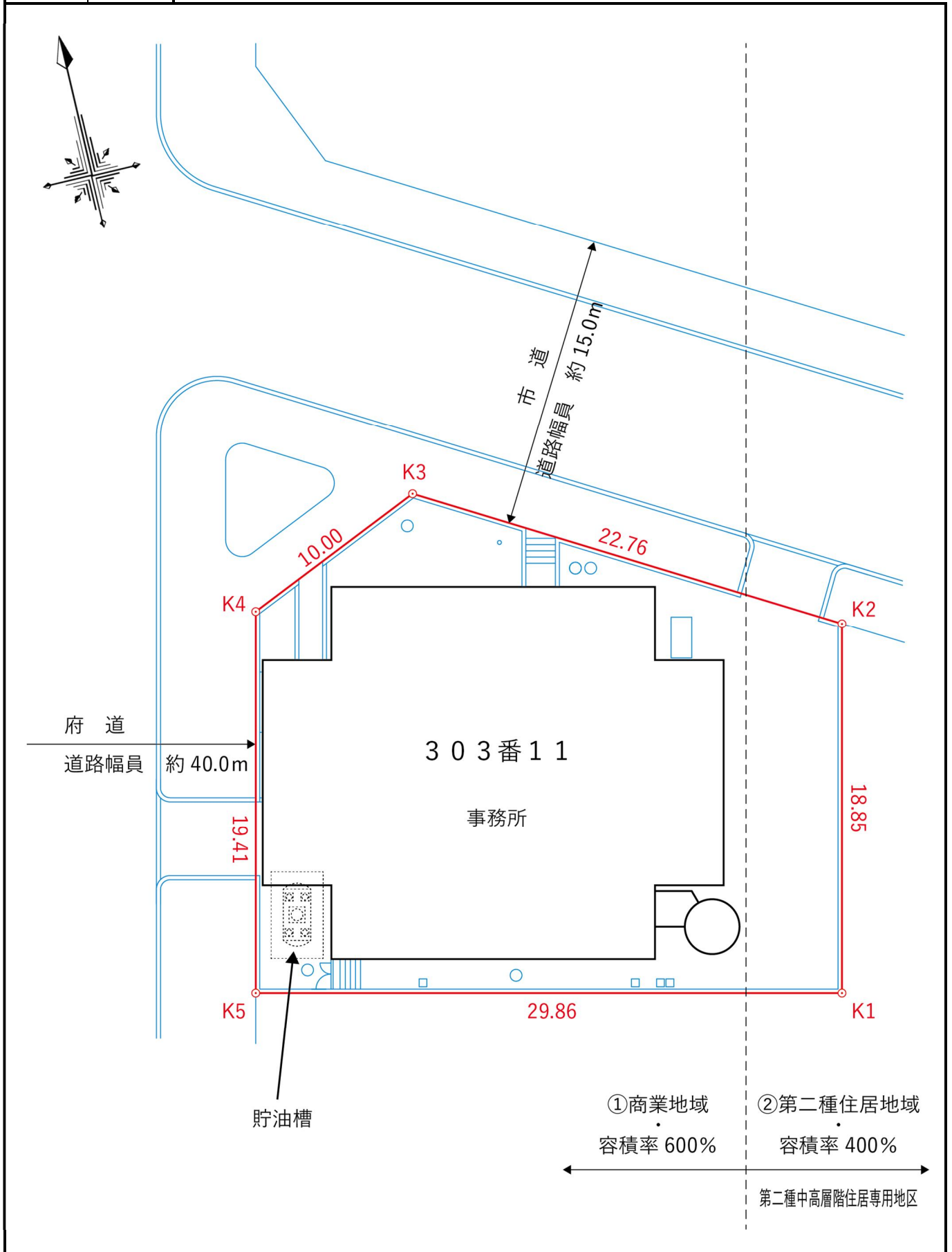
広域図



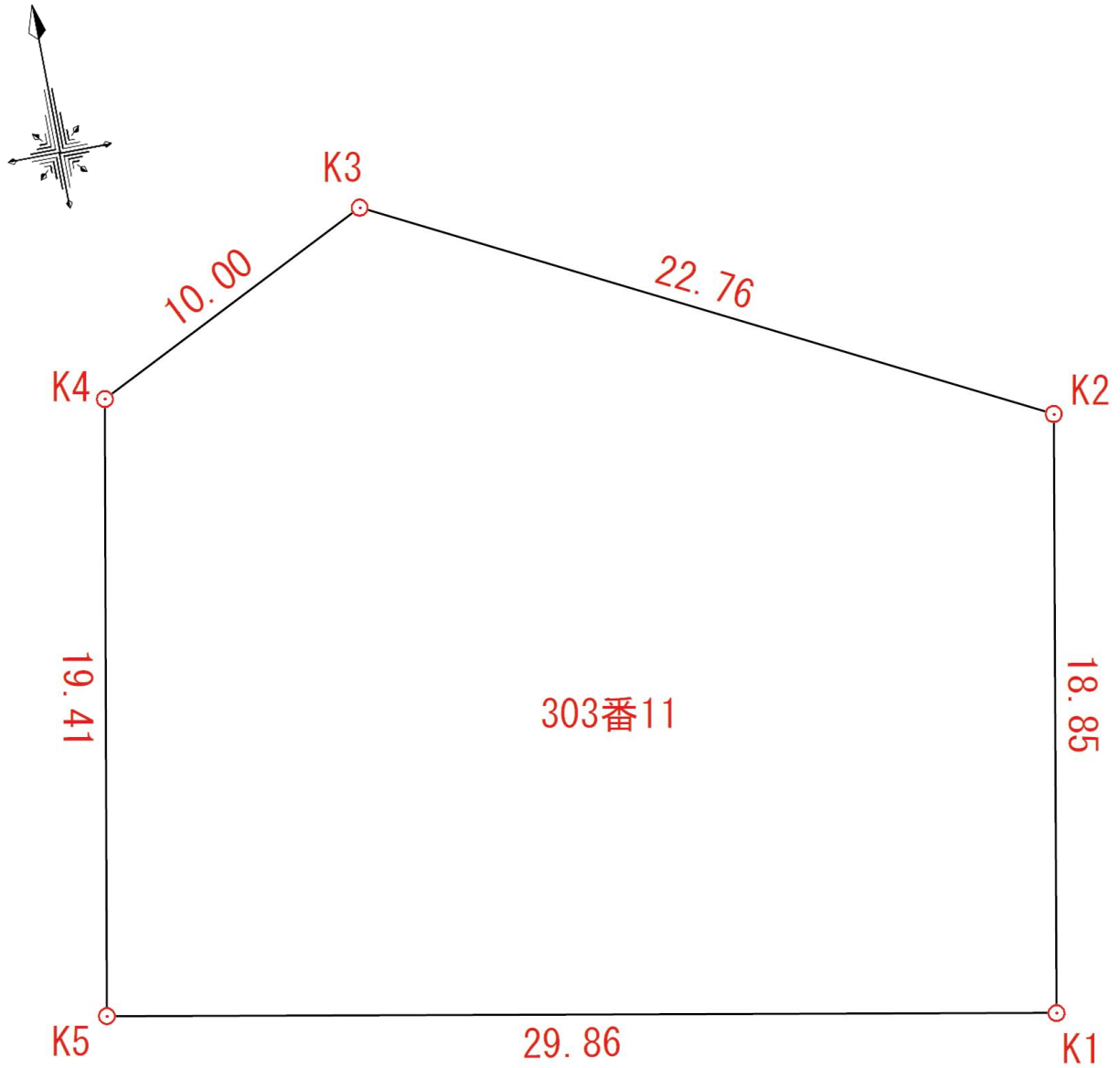
詳細図



(2) 平面図



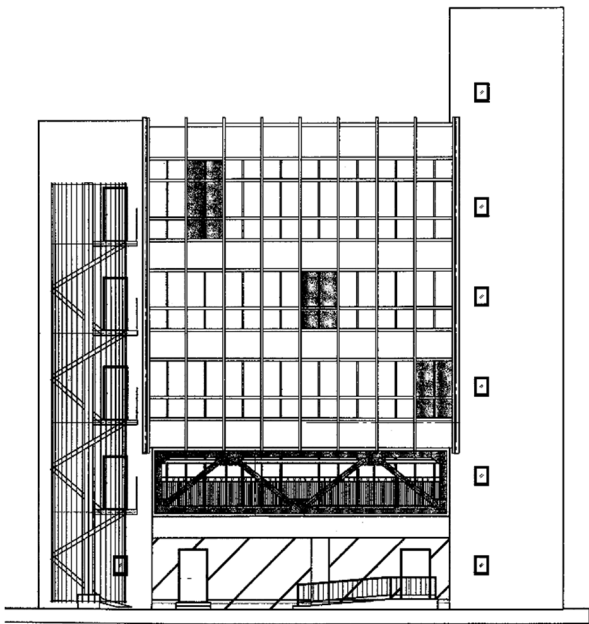
(3) 丈量图



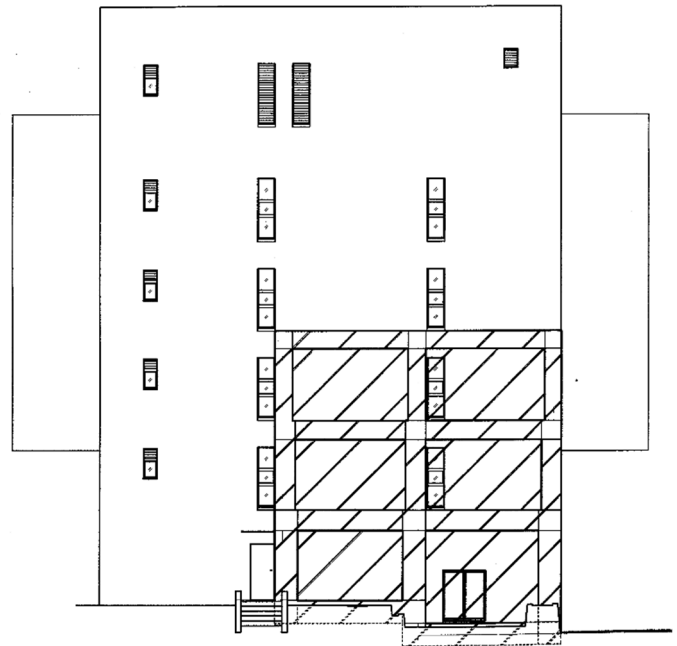
求積表

地番	303番11			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
K1	78.617	106.979	23.829	1873.364493
K2	96.800	101.994	-27.741	-2685.328800
K3	97.379	79.238	-28.933	-2817.466607
K4	89.503	73.061	-1.073	-96.036719
K5	70.768	78.165	33.918	2400.309024
			合計	-1325.158609
			合計面積	662.5793045
			地積	662.57 m ²

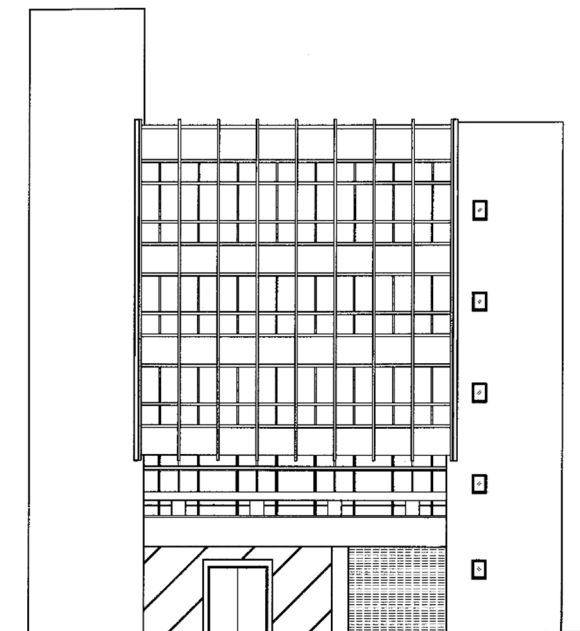
(4) 立面図



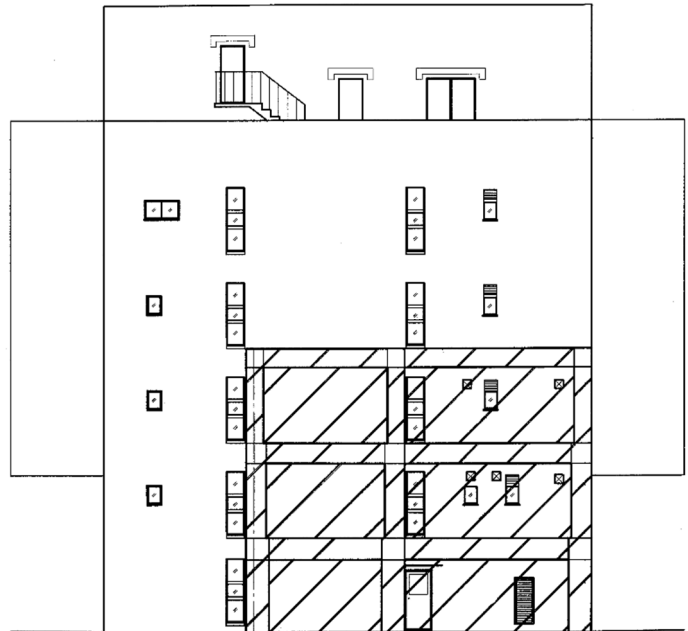
東側



北側



西側



南側

図面と現状が異なる場合は、
現状を優先します。

物件番号		2				物 件 明 細 (建物付)				
所在地 (住居表示)		堺市堺区材木町西三丁5番 (堺市堺区材木町西三丁1番街区)								
交通機関		南海本線 堺駅 北東 約640m 阪堺電気軌道阪堺線 妙国寺前駅 西 約290m								
最低売却価格		72,700,000円								
売買代金		<p>売買代金は、落札額と消費税及び地方消費税の合計額とします。 なお、本物件については消費税等の課税対象である建物の価格が0円のため、消費税及び地方消費税の金額は0円とします。</p>								
1. 土地の概要										
面 積		登記：1,026.28㎡ 実測：1,026.28㎡				登記地目		宅地		
接面道路の 状 況		南西側：市道・幅員約5.9m・舗装有・高低差無・歩道無 北西側：市道・幅員約6.0m・舗装有・高低差無・歩道無								
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域								
		用途地域		第二種住居地域						
		地域地区		準防火地域						
		建ぺい率		60%		容積率		200%		
	その他の法令等	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地） 日影規制（4m/5-3時間） 景観法（景観計画区域）								
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無						
		負担の内容		—						
供給処理施設の状況	区 分		配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公営水道		前面 有		堺市上下水道局 サービス推進部 給排水設備課 072-250-4697（水道）					
	電 気		前面 有		関西電力送配電(株) 0800-777-3081（コンタクトセンター）					
	都市ガス		前面 有		大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141					
	公共下水道		前面 有		堺市上下水道局 サービス推進部 給排水設備課 072-250-5208（下水道）					

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は昭和35年頃に旧警察待機宿舎（2棟）が建築され、昭和63年に撤去されました。その後、平成元年に現在の建物が建設され、令和2年3月31日に閉鎖されるまで、警察待機宿舎として使用されてきました。
なお、警察待機宿舎以前の地歴（住宅地図）については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184）
- 3 平成元年に本地建物を建築した際に、昭和35年頃に建築された旧警察待機宿舎で使用していた旧浄化槽の一部を地中に存置したまま、その上に受水槽ポンプ室が建築されていることを図面上確認しています。
これらの図面は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。
なお、図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先します。
（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184）
- 4 開発行為及び建築行為並びに解体撤去等の際は、堺市と協議してください。
（お問い合わせ先：堺市建築都市局開発調整部建築安全課 電話 072-228-7936）
堺市環境局環境保全部環境対策課
（大気環境係・生活環境係・水質環境係） 電話 072-228-7474）
- 5 本地は文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「堺環濠都市遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。
（お問い合わせ先：堺市文化観光局文化部文化財課 電話 072-228-7198）
- 6 本地南東側において、本地内照明灯傘の一部が東側隣接地へ越境しています。
- 7 本地南側及び南西側において、本地内樹木の一部が市道側へ越境しています。
- 8 土地境界確定協議書等については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184）
- 9 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 10 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

2. 建物の概要					
建物の内容・ 本件は未登記物件です	所 在	堺市堺区材木町西三丁5番		所 有 者	大阪府
	家屋番号	(未登記物件につき無)		延床面積	合 計 1,364.48㎡ (注意：ここに記載の床面積は大阪府公有財産台帳に記載されているものであり、不動産登記法その他登記に必要な諸規則等の規定に基づく算定ではありません。)
	種 類	(未登記物件につき無)			
	構造等・ 建築時期	別記建物一覧のとおり			
	棟 数	宿舎1棟(合計20戸) その他1棟	駐 車 場	有(14台分)	
	工 作 物	自転車置場、屋外灯設備、ネットフェンス 等		閉鎖時期	令和2年3月31日
	(別記) 建物一覧				
	番号	名 称	構 造 等	延床面積(㎡)	建 築 時 期
	①	宿舎	鉄筋コンクリート造5階建	1,347.20	平成元年3月31日
	②	受水槽ポンプ室	鉄筋コンクリート造平屋建	17.28	平成元年3月31日
<p>【特記事項】</p> <p>1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。</p> <p>2 本地上の建物については、物件の引渡しの日から1年以内に落札者において解体撤去することを条件とします。落札者は解体撤去完了後、書面による報告を大阪府警察本部長あてに提出し、現地立会いの上、解体撤去の確認を受けてください。</p> <p>なお、この義務に違反した時、大阪府は落札者から損害賠償金(金22,777,191円)を徴収します。また、大阪府は本地の買戻しをすることができるものとします。</p> <p>3 本地は昭和63年に旧建物(警察待機宿舎)が撤去され、平成元年に現在の建物が建設されています。建物撤去及び建築時の設計図書等は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。</p> <p>なお、図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先します。</p> <p>(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)</p> <p>4 本地建物(宿舎、受水槽ポンプ室)について、杭の埋設を図面上確認しています。</p> <p>これらの図面は大阪府財務部財産活用課で閲覧できますが、全ての図面が揃っているわけではありません。</p> <p>なお、図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先します。</p> <p>(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)</p> <p>5 建物、諸設備及び工作物を取壊し処分する際には、「廃棄物処理法」等の法令に基づき、基礎部分や</p>					

埋設管等まで適切に処理してください。

- 6 本地建物の設計図書等には石綿（アスベスト）含有建材の記載があります。

建物の解体等を行う場合には、石綿含有建材について予め十分調査をした上で工事を行ってください。石綿含有建材の使用が認められる場合は、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」に基づく「石綿障害予防規則」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の規定に基づく所定の手続きを行った上で適切に処理してください。詳しくは入札案内12ページの「8 その他の注意事項（9）」をご覧ください。

なお、宿舎の外壁・階段・ベランダについては、アスベスト含有分析のサンプル調査を実施しました。この調査結果は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184）

- 7 本地東側及び西側の給水管の一部が破損しています。

この破損箇所を示す図面については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。

（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184）

- 8 建物内に一部動産があります。現状有姿による売却ですので、落札者が適切に処分してください。

なお、消火器を処分する際には「廃消火器リサイクルシステム」を参考にしてください。

- 9 建物は未登記ですので、ここに記載している床面積の数量は、不動産登記法その他、登記に必要なとなる諸規則の規定に基づき算出されたものではありません。建物登記が必要な場合は、落札者が契約締結後、自らの費用で行ってください。

- 10 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

(1) 位置図

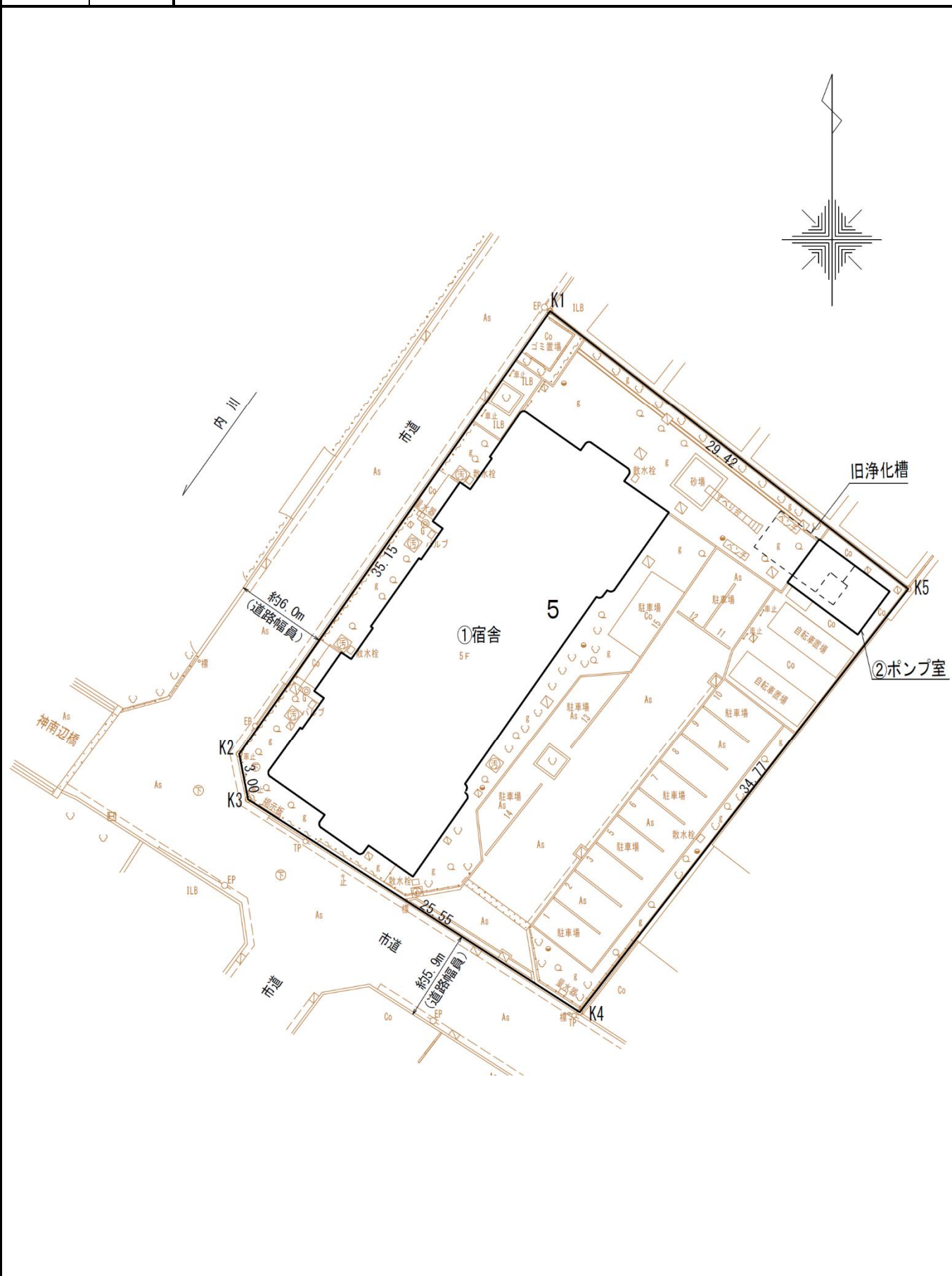
広域図



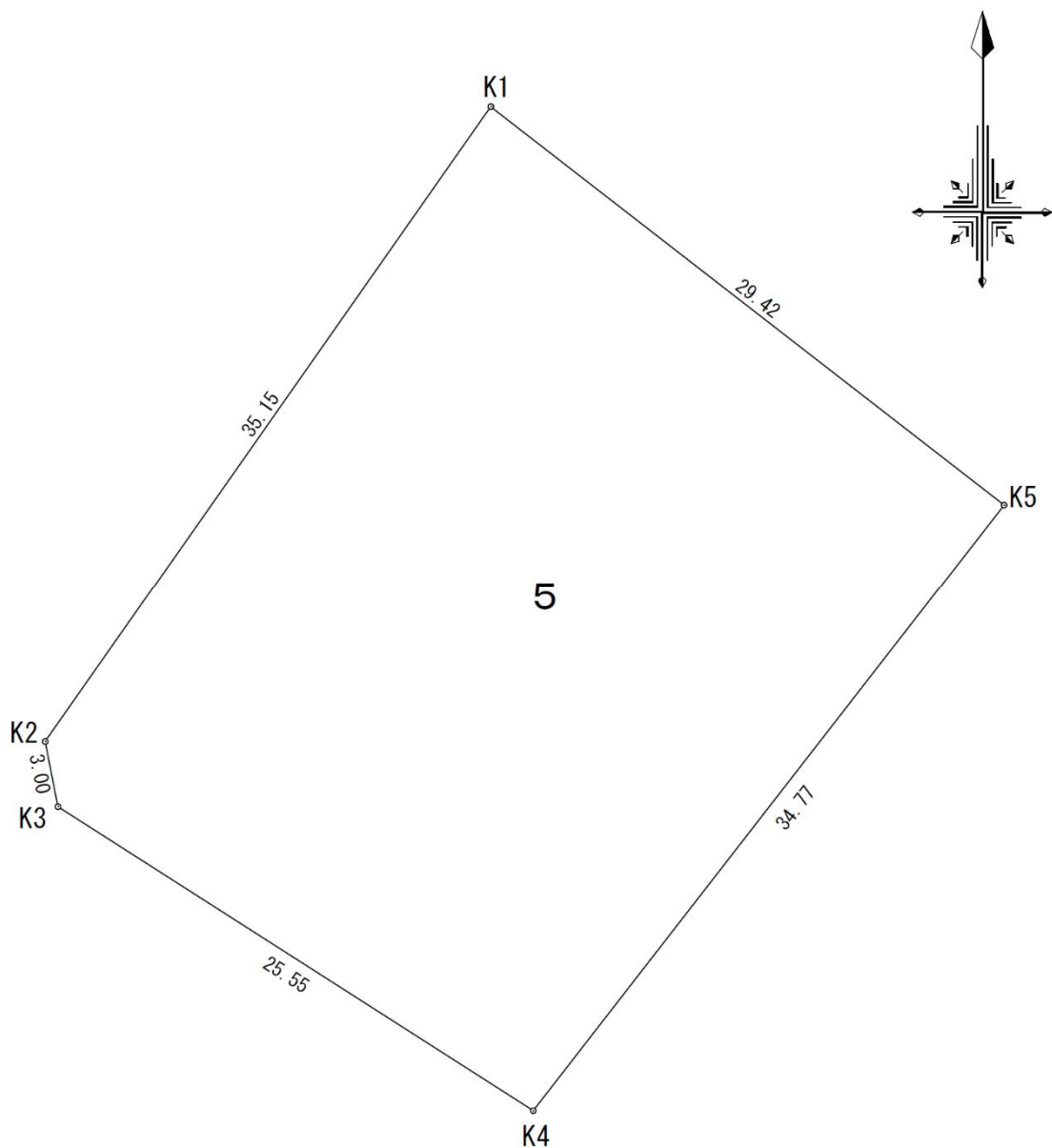
詳細図



(2) 平面図



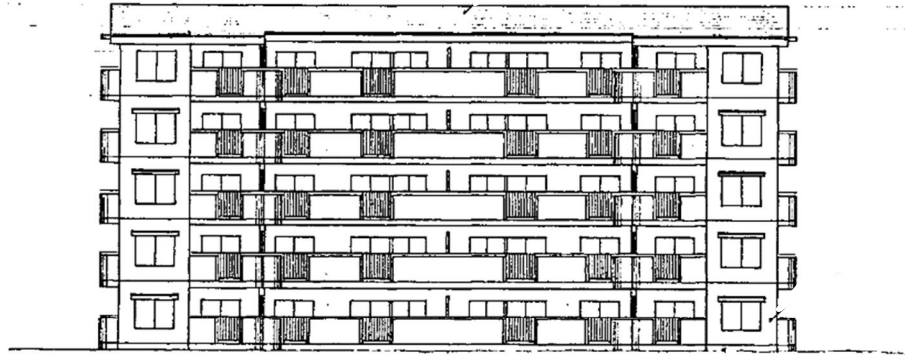
(3) 丈量图



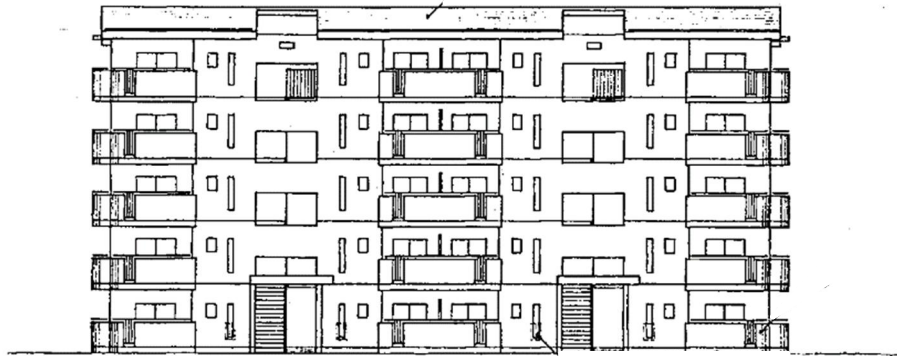
求積表

地番	5			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
K1	-156934.618	-48133.600	-43.439	6817082.871302
K2	-156963.399	-48153.785	-19.607	3077581.364193
K3	-156966.349	-48153.207	22.109	-3470369.010041
K4	-156980.115	-48131.676	42.861	-6728324.709015
K5	-156952.655	-48110.346	-1.924	301976.908220
合計				-2052.575341
合計面積				1026.2876705
地積				1026.28 m ²

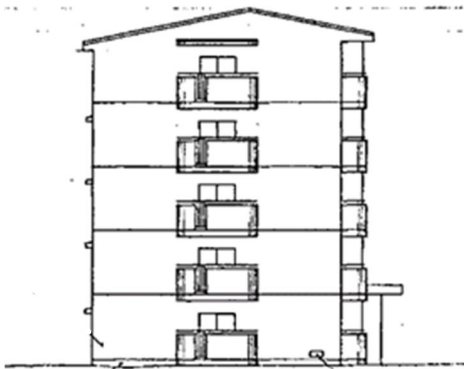
(4) 立面図



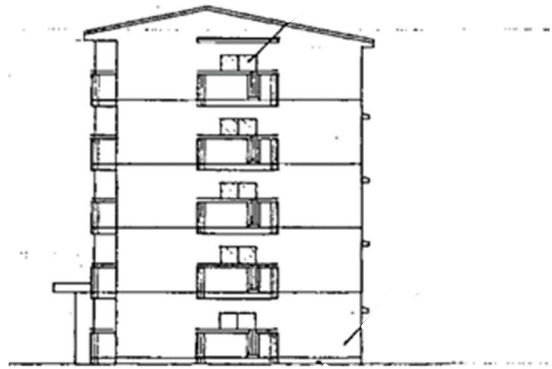
南東 立面図



北西 立面図



南西 立面図



北東 立面図

図面が現状と異なる場合は、
現状を優先します。

物件番号		物件明細			
所在地 (住居表示)		和泉市伯太町二丁目797番72 (和泉市伯太町二丁目18番街区)			
交通機関		JR阪和線 信太山駅 南東 約1.2km 和泉府中駅 北東 約1.4km			
最低売却価格		27,000,000円			
面積		登記: 547.19㎡	実測: 547.19㎡	登記地目	宅地
接面道路の状況		南東側: 市道・幅員約7.0~8.9m・舗装有・一部高低差有・歩道有 東側: 市道・幅員約7m・舗装有・一部高低差有・歩道有 南西側: 市道・幅員約11.5m・舗装有・一部高低差有・歩道有			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域地区	建築基準法22条防火区域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の法令等	日影規制(4m/5-3時間) 景観法(大阪府景観計画区域)			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無			
	負担の内容	—			
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況	照会先及び電話番号		
	公営水道	東側、南側 有	和泉市 上下水道部 水道工務課 0725-99-8151		
	電気	東側 有	関西電力送配電(株) 0800-777-3081 (コンタクトセンター)		
	都市ガス	東側 有	大阪ガス(株) マップメンテセンター 06-6202-2141		
	公共下水道	東側 有	和泉市 上下水道部 下水道整備課 0725-99-8152		
工作物		ネットフェンス、防犯灯等			

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 開発行為及び建築行為等の際は、和泉市と協議してください。
(お問い合わせ先：和泉市都市デザイン部建築開発指導室
開発指導担当 電話 0725-99-8142
建築指導担当 電話 0725-99-8141)
- 3 本地西側は都市計画道路「大阪岸和田南海線」となっています。詳細については鳳土木事務所建設課道路整備グループにお問い合わせください。
(お問い合わせ先：大阪府都市整備部鳳土木事務所建設課道路整備グループ 電話 072-273-0123)
- 4 本地内東側及び南側に高低差があります。
- 5 本地東側で防犯灯の一部が市道へ越境しています。
- 6 境界標識RA7が一部破損しています。
- 7 本地西側の隣接地797番71は府有地で大阪府住宅まちづくり部住宅経営室が財産管理を行っています。土地利用にあたっての西側隣接地との取扱いについては、落札者において管理者と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ
電話 06-6210-9755)
- 8 西側隣接地と一体に設置されている道路沿いのネットフェンスについては、落札者において管理者と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ
電話 06-6210-9755)
- 9 国土地理院の「都市圏活断層図」によると、本地北側に活断層（活撓曲）の表示があります。
なお、「都市圏活断層図」についての詳しい情報は、国土地理院にお問い合わせください。
(お問い合わせ先： 国土地理院広報公聴室 電話 029-864-4462)
- 10 本地を平成30年に試掘調査したところ透水管が確認されたため、令和元年に撤去を行っていますが、隣接する道路への影響を避けるため、本地東側で透水管を一部残置しております。試掘調査及び撤去工事の内容は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 11 本地において、廃止された戸建の府営住宅の撤去工事を平成12年に行っていますが、撤去工事の詳細が不明のため、建物基礎等が本地内に残存している可能性があります。また、過去に存在した建物の詳細な設計図面等はありません。
- 12 本地は過去に溜池であったことが地形図等で確認できますが、溜池の埋立時期等の詳細は不明です。
- 13 土地境界確定協議書は大阪府財務部財産活用課で閲覧することができます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 14 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 15 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

(1) 位置図

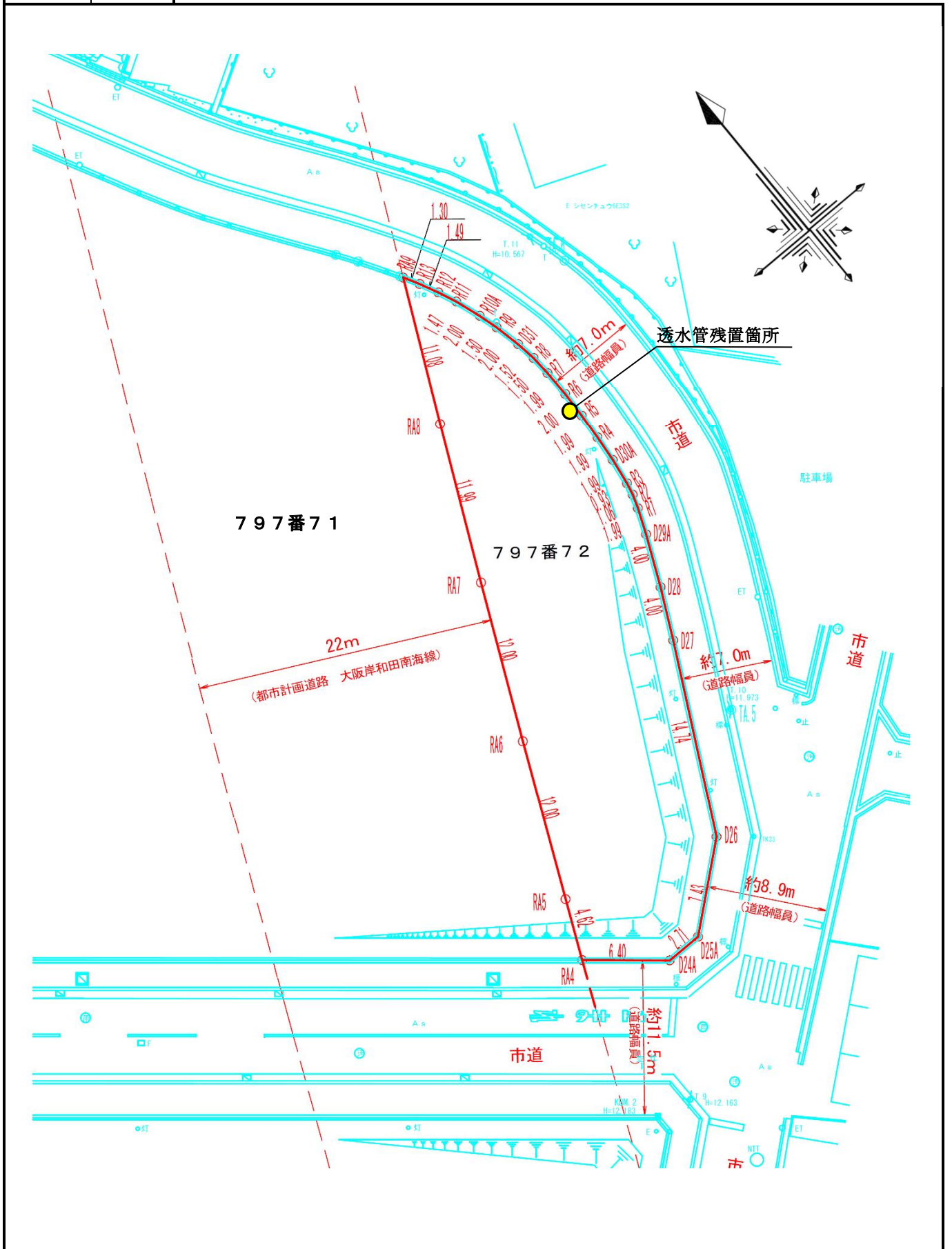
広域図



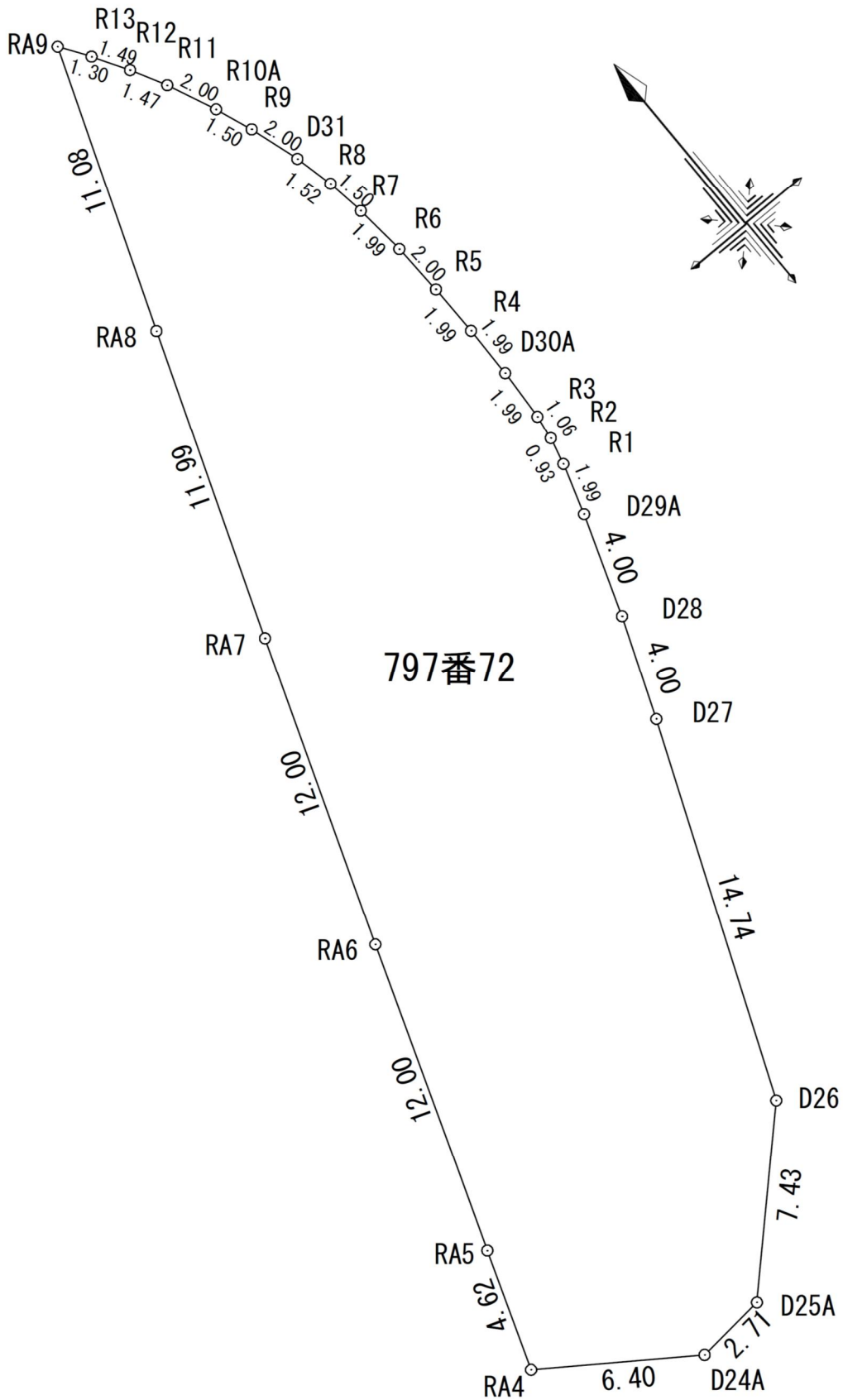
詳細図



(2) 平面図



(3) 丈量图



求積表

地番	797番72			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
D24A	-167226.040	-51809.139	7.913	-1323259.654520
D25A	-167225.830	-51806.436	8.036	-1343826.769880
D26	-167220.651	-51801.103	11.087	-1853975.357637
D27	-167207.076	-51795.349	7.251	-1212418.508076
D28	-167203.365	-51793.852	2.863	-478703.233995
D29A	-167199.602	-51792.486	1.984	-331724.010368
R1	-167197.701	-51791.868	0.882	-147468.372282
R2	-167196.674	-51791.604	0.405	-67714.652970
R3	-167195.751	-51791.463	0.280	-46814.810280
D30A	-167193.758	-51791.324	0.189	-31599.620262
R4	-167191.761	-51791.274	0.051	-8526.779811
R5	-167189.766	-51791.273	-0.062	10365.765492
R6	-167187.763	-51791.336	-0.230	38453.185490
R7	-167185.772	-51791.503	-0.363	60688.435236
R8	-167184.284	-51791.699	-0.531	88774.854804
D31	-167182.797	-51792.034	-0.910	152136.345270
R9	-167180.879	-51792.609	-1.094	182895.881626
R10A	-167179.471	-51793.128	-1.313	219506.645423
R11	-167177.633	-51793.922	-1.477	246921.363941
R12	-167176.324	-51794.605	-1.441	240901.082884
R13	-167175.032	-51795.363	-1.472	246081.647104
RA9	-167173.945	-51796.077	-4.730	790732.759850
RA8	-167184.278	-51800.093	-8.302	1387963.875956
RA7	-167195.486	-51804.379	-8.509	1422666.390374
RA6	-167206.719	-51808.602	-8.383	1401693.925377
RA5	-167217.975	-51812.762	-5.747	961001.702325
RA4	-167222.323	-51814.349	3.623	-605846.476229
			合計	-1094.385158
			合計面積	547.1925790
			地積	547.19 m ²

納付書・領収証書

区 分	3	6	年 度	4	5	納付書番号	45	53			
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	納入者区分	納入者の登録番号			
(款)	9	10	(項)	11	12	54	55	63			
(目)	13	14	(節)	15	16	納入者〒 住所〒 氏名					
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円					細 節	64	65	統計区分	66	67
う ち 証券金額	73										
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div>											
取 扱 課 (所)						所属コード					
財務部 財産活用課						38	1	1	4	9	42

上記の金額を領収しました。

大 阪 府

領収控（金融機関保存用）

区 分	3	6	年 度	4	5	納付書番号	45	53			
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5	7	納入者区分	納入者の登録番号			
(款)	9	10	(項)	11	12	54	55	63			
(目)	13	14	(節)	15	16	納入者〒 住所〒 氏名					
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円					細 節	64	65	統計区分	66	67
う ち 証券金額	73										
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div>											
取 扱 課 (所)						所属コード					
財務部 財産活用課						38	1	1	4	9	42

上記の金額を領収しました。

大 阪 府

領収控（大阪府送付用）

区 分	3	6	年 度	4	5
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	8
(款)	9	10	(項)	11	12
(目)	13	14	(節)	15	16
金 額	20千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				
うち 証券金額	73				84
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地 等売払）第 号物件の入札保証金として					
年 月 日					
取 扱 課 (所)			所属コード		
財務部 財産活用課			38	42	
			1	1	4 9 0

大 阪 府

納付書番号	45				53
納入者区分	納入者の登録番号				
54	55				63
納入者 住所 氏名					
細 節	64	65	統 計 区 分	66	67

上記の金額を
領収しました。

入札書提出用封筒（横9cm×縦22.5cm）

入札書提出用

入札書在中

大阪府財務部財産活用課

物件番号	号
------	---

〈注 意〉

1. この封筒には入札書のみを入れて、必ず封をし、とじしろに押印すること
2. 入札書以外の添付書類は、この封筒と共に外封筒に入れて同封すること
3. 一物件につき、本封筒1枚を用いること
4. 一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと

郵送用茶封筒（横11.9cm×縦23.5cm）

5
5
9
8
5
5
5

大阪府財務部財産活用課

財産処理グループ

行

簡易書留

入札関係書類在中

郵送する前に、もう一度
提出書類をチェックして下さい。

チェック欄	提出書類
	入札書 (封筒に入れ、とじしろに押印)
	入札保証金届出書 (裏面に、納付書・領収書のコピーを貼付して下さい)
	誓約書 (入札者及び共有者のフリガナ、生年月日必須)

住 所	(〒 -)
氏 名 (法人名)	

入札書

大阪府知事様

入札者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

共有者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

共有者

住所
(所在地)

印
氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

印

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般競争入札（府有地等売払）実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注意

- 1 黒または青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

(様式第2号)

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 へ

入札者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

印

共有者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

共有者

〒
住 所
(所在地)

印

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

印

下記の金額を一般競争入札（府有地等売払）の入札保証金として納付しました。

物件 番号		入札保証金	¥
----------	--	-------	---

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ) ----- 	

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓約書

私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府が実施する令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

入札者

住所
(所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
代表者名

印

生年月日

共有者

住所
(所在地)

フリガナ
氏名
〔法人名〕
代表者名

生年月日

共有者

住所
(所在地)

印

フリガナ
氏名
〔法人名〕
代表者名

印

生年月日

委 任 状

私は、大阪府が実施する令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）の開札において
下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

第____号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、
くじを引く権限

2 代理人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委 任 者 (入 札 者)

住 所

氏 名

印

(印鑑登録印)

**(注) 委任者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内のもの）を添付してください。
代理人は本人を確認できる書類を持参してください。**

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

印

私は、大阪府が行う令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号 に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出していません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

以上

府有財産売買契約書 (案)

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び配布資料に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円 (うち、土地価格 円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円) とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとす。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、当該物件が経年使用等により毀損、損耗、劣化等が生じているおそれがあることを承知の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険の移転及び契約不適合責任等)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、

その損害は甲が負担する。

- 2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

（返還金等）

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

（原状回復）

第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額
- (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者 ⑩

乙 (住所)

(氏名) ⑩

物 件 の 表 示

1 土 地

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	
			公簿面積	実測面積
計				

2 建 物

所 在		家屋番号	
種 類		構 造	
床面積			

3 工 作 物

所 在	
種 類	

(様式第5-1号) 土地 [建物撤去条件付] (物件番号 2)

府有財産売買契約書 (案)

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び配布資料に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円 (うち、土地価格 円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円) とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとす。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、当該物件が経年使用等により毀損、損耗、劣化等が生じているおそれがあることを承知の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険の移転及び契約不適合責任等)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰

することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

- 2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

（建物の解体及び撤去）

第9条 乙は、第7条に定める売買物件の引渡しの日から起算して、1年以内に売買物件の建物を解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）するものとし、これに要する一切の費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、やむを得ない事由により、前項の期限の延長を必要とする場合には、事前に理由を付した書面をもって、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、建物の解体撤去が完了した後、甲に解体撤去の完了を書面により報告することとし、甲及び乙は現地立会いの上、解体撤去を確認するものとする。
- 4 乙は、第1項の義務を第三者へ承継させることはできないものとし、売買物件を第三者に譲渡した場合であっても、乙は自己の責任において履行しなければならない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
 - (2) 第10条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
 - (3) 第13条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円
- 2 前項の違約金は第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

（買戻しの特約）

第14条 甲は、乙が第9条の定め違反した場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- 2 前項に基づき、甲が売買物件の買戻しをしたことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

（買戻特約の登記）

第15条 甲及び乙は、この契約に基づく所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行う。この場合において、乙は、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

- 2 買戻しできる期間は、この契約締結の日から5年間とする。
- 3 甲は、買戻権を行使したときは、速やかに買戻しを原因とする所有権移転登記を囑託するものとする。この場合において、乙は、甲が当該登記に必要な書類等を速やかに提出し、甲が作成した所有権移転登記承諾書に署名又は記名の上、押印しなければならない。
- 4 甲は、第10条に定める解体撤去が完了した場合は、乙からの申請により、第1項の登記を抹消するものとする。
- 5 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における本件土地の所有者の負担とする。

（返還金等）

第16条 甲は、第13条に定める解除権を行使したとき、又は第14条に定める買戻権を行使したときは、乙が第17条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲が解除権を行使したとき、又は買戻権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

（原状回復）

第17条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したとき、又は第15条に定める買戻権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めるときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第18条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したとき、又は第14条に定める買戻権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使、又は買戻権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使、又は買戻権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第19条 この契約に定める義務のうち、第9条第1項に違反したときの損害賠償額は、金22,777,191円とする。

- 2 乙は、前項に定めるもののほか、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第12条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第16条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第12条に定める違約金
- (2) 第17条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第17条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第18条に定める使用料相当額
- (5) 第19条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第22条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者 ⑩

乙 (住所)
(氏名) ⑩

物 件 の 表 示

1 土 地

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	
			公 簿 面 積	実 測 面 積
計				

2 建 物

所 在		家屋番号	
種 類		構 造	
床面積			

3 工 作 物

所 在	
種 類	

府有財産売買契約書 (案)

売払人大阪府 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。)
は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び配布資料に記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

(危険の移転及び契約不適合責任等)

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法 (平成12年法律第61号) 第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額
- (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。
2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

乙 (住所)
(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	
			公 簿 面 積	実 測 面 積
計				